

東京都周産期母子医療センター設置・運営要綱

(制 定) 平成 9 年 9 月 25 日 9 衛 健 母 第 8 2 3 号
(一部改正) 平成 11 年 5 月 7 日 1 1 衛 健 母 第 1 3 9 号
(一部改正) 平成 14 年 3 月 26 日 1 3 衛 健 母 第 6 1 7 号
(一部改正) 平成 16 年 7 月 15 日 1 6 健 サ 子 第 5 6 2 号
(一部改正) 平成 21 年 1 月 15 日 2 0 福 保 医 救 第 8 2 5 号
(一部改正) 平成 23 年 1 月 27 日 2 2 福 保 医 救 第 8 7 9 号
(一部改正) 平成 28 年 1 月 13 日 2 7 福 保 医 救 第 1 0 1 6 号

1 目的

この要綱は、東京都周産期医療対策事業実施要綱（平成9年9月25日付9衛健母第823号）3の（3）の規定に基づき、東京都（以下「都」という。）において総合周産期母子医療センター（以下「総合周産期センター」という。）及び、地域周産期母子医療センター（以下「地域周産期センター」という。）の設置・運営に関する必要な事項を定め、都における周産期医療システムを構築することを目的とする。

2 設置・運営主体

総合周産期センター及び地域周産期センター（以下「周産期センター」という。）を設置・運営できるものは次のものとする。

- (1) 東京都
- (2) 東京都知事（以下「知事」という。）の指定又は認定（以下「指定等」という。）する医療機関の開設者

3 施設の指定及び認定等

- (1) 知事は、別に定める東京都周産期母子医療センター整備要領（平成9年9月25日付9衛健母第839号。以下「整備要領」という。）に基づき総合周産期センターを指定し、また、地域周産期センターを認定する。
- (2) 周産期センターは、整備要領の定める機能、診療科目、設備等を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに都に報告するものとする。
- (3) 整備要領に掲げる内容を満たさなくなった施設に対し、知事は改善勧告を行うこととし、改善されないと判断した場合には、指定等を取り消すことができるものとする。

4 施設数

- (1) 総合周産期センターは、都の人口、地勢、交通事情、周産期受療状況及び医療施設の所在等の地域特性を考慮し、複数設置するものとする。
- (2) 地域周産期センターは、総合周産期センター1か所に対して数か所の割合で整備するものとする。

5 運営方針

- (1) 周産期センターは、整備要領に基づき、妊産婦及び新生児等（以下「患者」という。）に対する必要な診療体制を24時間確保するものとする。
- (2) 周産期センターは、東京都周産期医療情報ネットワーク事業運営要領（平成12年4月1日付11衛健母第1622号）に基づき、周産期医療情報センター及び周産期搬送コーディネーターが収集する周産期医療に関する情報について提供するものとする。

- (3) 総合周産期センターは、地域周産期センター、地域の周産期医療施設等あるいは消防機関から患者の受入れに関する要請があったときは、消防機関及び周産期搬送コーディネーターとの緊密な連携の下、自らの受入れ、若しくは何らかの対応によりこれら患者の受入れ病床を確保することとする。
- (4) 総合周産期センターは、地域周産期センター及び地域の周産期医療施設等の医師、助産師、看護師、NICU入院児支援コーディネーター等の医療従事者に対する人材育成の場として、施設及び人員を提供するなど、東京都が実施する周産期医療に必要な専門的・基本的知識、技術を習得させるための研修等について全面的に協力するものとする。
- (5) 地域周産期センターは、総合周産期センター及び周産期搬送コーディネーターとの緊密な連携の下、地域の周産期医療施設等又は消防機関からの患者の受入れを行うものとする。
- (6) 周産期センターは、日頃から連携する医療機関等との情報共有を積極的に行うとともに、患者の紹介・搬送受入後の情報交換を進めるなど、連携体制の維持・促進に努めるものとする。

6 院内協力体制

周産期センターの開設者は、院内各診療科及び各部門における協力体制を確保し、適切な周産期医療が提供されるよう配慮するものとする。

7 実績報告

(1) 運営状況報告

周産期センターの開設者は、毎月の患者取扱数などの運営状況を別紙様式により、翌月末までに知事に報告するものとする。

(2) 搬送調整・受入報告

周産期センターの開設者は、母体搬送及び新生児搬送についての記録（依頼、調整経過、調整結果及び受入後の情報交換等）を台帳に記録し、求めがあったときは知事に報告するものとする。

8 実地調査

知事は、周産期センターの運営の適正化を図るため、必要があると認めるときは実地調査を行うことができるものとする。

9 設置・運営に係る補助

知事の指定等を受けた医療機関の開設者が設置・運営する周産期センターの下記の経費に対し、「東京都周産期母子医療センター運営費等補助金交付要綱」及び「東京都周産期母子医療センター施設整備費等補助金交付要綱」に基づき補助するものとする。

(1) 運営費等

以下の周産期センターの運営に係る経費

ア 病床に係る運営費

(ア) 母体・胎児集中治療管理室運営費

(イ) 新生児集中治療管理室（以下「NICU」という。）運営費

(ウ) 回復期治療室（以下「GCU」という。）運営費

イ 搬送受入促進事業

- ウ 母体救命強化加算（地域周産期センターを除く。）
- エ 麻酔科医配置加算
- オ 臨床心理技術者配置加算
- カ 搬送調整・搬送受入業務支援
- キ N I C U入院児支援コーディネーター配置加算
- ク 理学療法士配置加算

(2) 施設整備費

周産期センターとして必要な以下の各部門の建物整備

- ア 小児医療施設
- イ 周産期医療施設
- ウ 地域周産期母子医療センター産科施設
- エ G C U施設

(3) 設備整備費

周産期センターとして必要な以下の各部門の医療機器等の購入

- ア 小児医療施設
- イ 周産期医療施設
- ウ 地域周産期母子医療センター産科施設
- エ G C U施設

(4) 周産期救急研修用物品購入費

周産期救急研修に必要な研修用物品の購入

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成11年5月7日より施行し、平成11年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月15日より施行し、平成20年4月1日より適用する。

なお、6及び別紙様式については、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月13日より施行し、平成27年4月1日より適用する。